

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成29年11月29日（水曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集挨拶
- 日程第 5 承認第 3 号 専決処分事項の承認について（平成29年度愛西市一般会計補正予算（第 3 号））
- 日程第 6 議案第30号 第 2 次愛西市総合計画の策定について
- 日程第 7 議案第31号 愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第32号 愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第33号 愛西市立保育園設置条例の一部改正について
- 日程第10 議案第34号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第35号 愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第12 議案第36号 海部地区環境事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第13 議案第37号 愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第38号 愛西市西保地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第39号 愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第40号 愛西市町方地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第41号 愛西市川淵地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第42号 愛西市草平地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第43号 愛西市藤波地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第44号 愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第45号 愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第46号 平成29年度愛西市一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第23 議案第47号 平成29年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

- 日程第24 議案第48号 平成29年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第49号 平成29年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第50号 平成29年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 請願第6号 子どもの医療費無料化の拡充を求める請願について
- 日程第28 諮問第1号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（20名）

1番	大島一郎君	2番	吉川三津子君
3番	近藤武君	4番	神田康史君
5番	竹村仁司君	6番	高松幸雄君
7番	山岡幹雄君	8番	大野則男君
9番	加藤敏彦君	10番	真野和久君
11番	河合克平君	12番	島田浩君
13番	杉村義仁君	14番	鬼頭勝治君
15番	鷺野聡明君	16番	八木一君
17番	石崎たか子君	18番	堀田清君
19番	大島功君	20番	大宮吉満君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
教育長	平尾理君	会計管理者兼 会計室長	水谷永君
総務部長	伊藤長利君	企画政策部長	山内幸夫君
産業建設部長	恒川美広君	教育部長	大鹿剛史君
市民協働部長	伊藤裕章君	上下水道部長	鷺野継久君
消防長	足立信夫君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	水谷辰也君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部徳次	議事課長	加納敏夫
--------	------	------	------

書 記 服 部 芳 樹

書 記 近 藤 泰 史

---

午前10時00分 開会

○議長（大島一郎君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年12月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告をいたします。定例会本会議に際して、報道機関より撮影を許可されたい旨の申し出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、議長の権限において、申し出を行った報道機関に対して撮影を許可することについての御了解をお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（大島一郎君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、15番・鷺野聡明議員、16番・八木一議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（大島一郎君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、9月26日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議していただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る9月26日に正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日11月29日から12月22日までの24日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては、御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（大島一郎君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より12月22日までの24日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より12月22日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（大島一郎君）

次に、日程第3・諸般の報告についてを議題といたします。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部地区水防事務組合議会議員の真野和久議員、お願いいたします。

○10番（真野和久君）

それでは、海部地区水防事務組合議会の報告をいたします。

平成29年10月17日、日光川水防センターにおきまして、平成29年第2回定例会が開催されました。

付議事件として、認定第1号：平成28年度海部地区水防事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてが審議され、歳入総額2,953万1,141円、歳出総額2,664万9,913円、差し引き残額288万1,228円で、全員賛成で認定がされました。

以上、報告を終わります。

○議長（大島一郎君）

御苦労さまです。

次に、海部地区環境事務組合議会議員の石崎たか子議員、お願いいたします。

○17番（石崎たか子君）

海部地区環境事務組合議会の御報告を申し上げます。

平成29年11月21日、海部地区環境事務組合新開センターで行われました平成29年第2回定例会、付議事件といたしまして、認定第1号：平成28年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額30億1,463万3,642円、歳出総額29億1,436万1,065円、差し引き残高1億27万2,577円です。これは、賛成多数で可決されました。

議案第9号：平成29年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正額マイナス22万8,000円、補正後の予算総額27億6,708万2,000円。これは、全員賛成で可決されました。

諸般につきましては、4月から9月までの監査結果が適正であった旨の報告がありました。その後、緊急質問がありまして、海部地区環境事務組合議会会議規則第50条、第51条にのっとり、各委員の同意を得て、議長よりの質問が許されたことも報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（大島一郎君）

御苦労さまでございました。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成29年7月から平成29年9月までにに関する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれ写しをお手元に配付いたしております。

また、陳情につきましては、お手元にあります陳情一覧表のとおり所管の委員会へ送付いた

します。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第4・市長招集挨拶

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第4・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いいたします。

##### ○市長（日永貴章君）

おはようございます。

平成29年12月愛西市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、10月、11月には市内各所におきましてさまざまなイベント、行事等が開催をされ、議員各位におかれましても大変お忙しい中、御参加をいただきまして、まことにありがとうございました。

11月4日、11月5日の両日におきましては、愛西市文化祭、健康まつり、商工まつり、図書館まつりが開催をされました。今年度、初めての試みといたしまして、市役所交流スクエア及び南館1階にてA i s a i ・ママ・マルシェを開催いたしました。物と出会う、人と出会うをコンセプトに手づくりの品物やおいしい食べ物などゆっくりお買い求めいただき、日ごろ子育てに追われているお母さん方の疲れを癒やし、安らぎのひとときを提供できるスペースとして多くの市民の皆様へ御利用いただくことができました。この初の試みが成功裏に終えることができたのも、市民の皆様方、協力団体の皆様方の多大なる御理解、御協力のたまものであると深く感謝する次第であります。

また、11月19日には、大阪城ホールで開催をされました第30回全国マーチングコンテストに佐織中学校の吹奏楽部が昨年度に引き続き出場されました。県大会、東海大会を優秀な成績で勝ち抜かれ、2年連続となる全国大会出場の切符を手に入れることができたのも、生徒の皆さんのたゆまない努力はもとより、それを温かく見守っていただいた保護者の皆さん、地域の皆様方、そして熱心に指導していただきました先生方の成果であると思います。各地区の強豪校が出場する全国大会において、前年度を上回る好成績をおさめられたことは愛西市民として誇らしく思うとともに、この経験が生徒の皆さんやそれを支える皆さんのさらなる成長につながることを確信しているところであります。

さて、最近の経済状況につきましては、国策による経済再生の効果により、雇用状況、所得環境において改善が見られるというふうに言われておりますが、地方財政につきましては依然として大変厳しい状況にあり、今後においても国、県の動向を注視しつつ、新たな財源確保など、市としてもさらにとり得るべきあらゆる手を講じていく必要がございます。

こうした大変厳しい状況下において、平成30年度予算につきましては、市民にとって真に必要な施策を的確に把握しながら、事業施策の徹底的な検証を進め、抜本的な見直しを行い、予算編成に当たるよう各所に支持をし、現在編成作業を進めさせていただいております。

また、今議会におきましては、第2次愛西市総合計画について上程をさせていただいております。この第2次総合計画は、平成30年度から平成37年度までの長期的、計画的な視点に立った持続可能な新たなまちづくりの指針となる市の最上位計画の策定を目的としております。計画の策定に当たりましては、平成28年9月5日に総合計画審議会に諮問し、本格的な策定作業を開始し、ことしの10月19日に総合計画審議会から本計画のとおり定めることが適当であるとの答申をいただきました。本計画では、アンケート調査や市民ワークショップ、高校生ワークショップ、市内7カ所に設置した意見収集用掲示板、パブリックコメントなど、市民の皆様への思いや考えを計画に反映させるため、初期段階よりさまざまな機会を通じて市民参加による計画づくりを行ってまいりました。そして、市民意見聴取結果から浮かび上がりました本市の魅力をもとに、これからも多くの人々に愛される愛西市となっていくようお願いを込めまして、将来都市像を「ひと・自然 愛があふれるまち」としております。持続可能で魅力あるまちづくりをこの計画に基づき、市民の皆様方との協働により進めてまいりたいと考えておりますので、皆様方には御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

さて、今議会に提案を申し上げる議案につきましては、専決処分の承認1件、計画の策定1件、条例の一部改正5件、組合企画の変更協議1件、指定管理者の指定9件、補正予算5件、委員推薦の諮問1件の計23件でございます。人事案件につきましては、本日御審議をいただき、御議決をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、各議案の内容につきましては、この後担当より説明をさせていただきますので、御審議を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・承認第3号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第5・承認第3号：専決処分事項の承認について（平成29年度愛西市一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（伊藤長利君）

それでは、承認第3号：専決処分事項の承認について（平成29年度愛西市一般会計補正予算（第3号））について御説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度愛西市一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、衆議院議員総選挙等の執行に伴う予算の補正について議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分いたしましたので、報告し承認を求めるものでございます。

1 ページはねていただきまして、専決処分の写しでございます。

専決第3号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、専決処分をする。平成29年10月2日専決、市長名でございます。

続きまして、次ページをお願いいたします。

承認第3号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第3号）でございます。

この補正予算につきましては、総額に歳入歳出それぞれ2,887万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207億724万1,000円とするものでございます。

歳入より説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

第14款県支出金、第3項県委託金、第1目総務費県委託金におきまして、衆議院議員総選挙執行委託金といたしまして2,000万円を計上いたし、不足する一般財源を第17款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金で887万円を計上いたしまして、収支を図っておりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、歳出につきまして、内容につきましては、議員各位御存じのように9月28日、衆議院の解散に伴います選挙の執行経費につきましては、今回補正計上をさせていただいております。

歳出の8ページ、9ページをお開きください。

補正額全体といたしましては2,887万円でございます。

それぞれ各節の内容につきまして順次御説明申し上げます。

まず1節の報酬で、投開票の立会人等の報酬123万3,000円、3節の職員手当等で期日前投票事務並びに投開票事務時間外勤務手当で1,087万8,000円、7節の賃金で期日前投票事務並びに投開票事務に従事する臨時職員賃金といたしまして115万円、8節の報償費でポスター掲示場のお礼等で19万5,000円、11節の需用費で選挙事務用品並びに入場券等の印刷製本費で280万5,000円、12節の役務費で入場券の郵送料等で347万円、13節の委託料でポスター掲示場の設置等委託や選挙公報の配布等の委託料等で582万6,000円、14節の使用料及び賃借料で、投票所の入場券読み取り機や開票集計用システム用パソコン等で181万3,000円、18節の備品購入費で投票用紙読み取り分類機の反転ユニット等で150万円の計上をさせていただきました。

以上、2,887万円の内訳でございます。よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第6・議案第30号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第6・議案第30号：第2次愛西市総合計画の策定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○企画政策部長（山内幸夫君）

それでは、御説明をさせていただきます。

議案第30号：第2次愛西市総合計画の策定について。

別紙のとおり第2次愛西市総合計画を策定したいので、愛西市議会の議決すべき事件を定め

る条例第2条の規定により、議会の議決を求める。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、愛西市自治基本条例第23条に規定する総合計画を策定するため必要があるからでございます。

策定の流れや全体の構成を御説明するに当たりまして、お手元の議案第30号資料、第2次愛西市総合計画策定について（概要）を御用意いたしました。

こちらの1ページをごらんください。

第2次総合計画の基本となる事項を御説明申し上げます。

第1次総合計画の策定以降、人口減少、少子・高齢化のさらなる進行など行政を取り巻く環境が大きく変化をしております。時代に合わせた持続可能なまちづくりを進めるための指針となるよう第2次総合計画を策定するものでございます。

計画の位置づけといたしましては、本計画は愛西市自治基本条例に基づき策定をするものでございます。

期間といたしましては、平成30年度から平成37年度までの8年間といたしました。

構成といたしましては、基本構想、基本計画、実施計画で構成をしております。基本構想は、8年間における市の将来像、理念、施策の方向を定めております。基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するため、各分野にわたって特に取り組むべき施策を体系的に明らかにするものでございます。計画期間は8年間とし、前半4年を前期基本計画、後半4年を後期基本計画としております。実施計画につきましては、基本計画で定めた施策を実現するために、向こう3年間で実施する具体的な事業内容を定めたものとなりまして、毎年度見直しを行うローリング方式によるものでございます。

2ページの図解をごらんください。

策定体制といたしましては、さまざまな手法で市民意見収集を実施いたしました。

(2)の庁内体制をごらんください。

②の庁内ワーキングチームにつきましては、各事業課から選出した課長補佐が原案作成の原動力となり策定委員会に提案する形としておりまして、③の主事級、主任級、係長級ワークショップによる重点プロジェクトの作成など、全庁挙げて策定作業を行う手法を取り入れました。

3ページをごらんください。

市民意見収集方法といたしましては、18歳以上及び小・中学生を対象としたアンケート調査や市内の公共施設7カ所で実施いたしました特大パネルを使用した意見収集、そして市民ワークショップ、パブリックコメントとなっております。

5ページをごらんください。

基本構想から基本計画までの流れについて、御説明を申し上げます。

基本構想の構成では、市民の皆様方の意識調査から浮かび上がりました結果をもとに、将来都市像を「ひと・自然 愛があふれるまち」とし、その将来都市像を実現するための基本理念に「協働によるまちづくり」「持続可能なまちづくり」「絆を大切にするまちづくり」の3つを掲げております。そして、将来都市像を実現するための分野別の目標を7つ掲げました。基

本計画の構成では、将来フレームで市の根幹をなす全体にかかわる施策として「将来人口」「土地利用計画」「財政計画」の3つを定めております。

また、市民ワークショップで出された課題等をもとにつくり上げた重点プロジェクトや基本構想で掲げる7つの基本目標をもとに、29分類の分野別の基本計画を掲げております。

6ページ以降は、昨年度からことしの10月までに実施してまいりました各取り組みの策定経過となっております。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第31号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第7・議案第31号：愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（山内幸夫君）

御説明をさせていただきます。

議案第31号：愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、雇用保険法等の一部を改正する法律及び人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則の施行に伴い、所要の措置を講ずる必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきまして、愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、議案第31号資料2の概要で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、第2条第4号ア（イ）、第2条の3第2号、第2条の4、第3条第7号で非常勤職員の育児休業の承認期間の延長で、現行育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合、1歳6カ月までを2歳まで承認できるものでございます。

次に、第3条第6号、再度の育児休業の承認、第4条、育児休業の承認期間の延長、第10条第7号、再度の育児短時間勤務の承認、それぞれができる特別の事情の明文化を追加するものでございます。現行の原因に保育所、認定こども園、家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを加えるものでございます。

本文に戻っていただきまして、本文の2ページ、附則でございます。

この条例は、平成30年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 8 ・ 議案第32号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第 8 ・ 議案第32号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○教育部長（大鹿剛史君）

それでは、御説明申し上げます。

議案第32号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、親水公園総合運動場のフットサルコートの使用料を定める等のため必要があるからでございます。

1 枚おめくりください。

愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表に基づきまして御説明させていただきますので、ごらんいただきたいと思います。

条例中の別表及び同表備考を改正するものでございます。

別表、親水公園総合運動場の項中にフットサルコートを追加し、昼間使用料を 1 面2,600円、夜間使用料を 1 面4,100円といたします。

備考第 2 号において、親水公園総合運動場の夜間使用開始時間を「18時30分」から「18時」に改正し、さらにフットサルコートにつきましては、金曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日における夜間使用の終了時間を「21時30分」から「23時」に改正いたします。

改正前の備考第 3 号において、夜間使用期間を定めておりましたが、これを削除し、夜間使用期間を通年といたします。

改正後の備考第 3 号では、新たに昼間に照明を使用するときの金額を 1 時間につきテニスコート500円、多目的広場1,000円、フットサルコート750円と定めるものでございます。

本文にお戻りいただきまして、附則として、この条例は平成30年 4 月 1 日から施行するものでございます。なお、経過措置といたしまして、フットサルコートのオープンを平成30年 5 月 12日に予定しておりますことから、本条例別表の規定は平成30年 5 月 13日以後からの適用としております。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 9 ・ 議案第33号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第9・議案第33号：愛西市立保育園設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

それでは、議案第33号：愛西市立保育園設置条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

愛西市立保育園設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、指定管理者制度を導入して愛西市立保育園を管理する等のため改正する必要があるからでございます。

内容の説明につきましては、恐れ入ります、新旧対照表をごらんください。

まず、指定管理者制度導入に伴い、題名を愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例に改めるものでございます。

次に、改正後の第1条、第3条及び第4条につきましては、用語等の整理を行うものでございます。

また、第5条及び第6条につきましては、市立保育園の運営に指定管理制度を導入するための規定を追加するものでございます。

次に、別表第2につきましては、第4条に規定する使用料の徴収の時期を保育所等に入所をする児童について統一するため改めるものでございます。

本文へ戻っていただきまして、附則におきまして、この条例は公布の日から施行し、別表第2の改正規定は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第10・議案第34号（提案説明）**

**○議長（大島一郎君）**

次に、日程第10・議案第34号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

それでは、議案第34号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴いまして改正をする必要があるからでございます。

内容の説明につきましては、新旧対照表をお願いいたします。

第8条におきまして、個々に規定する支給認定証の交付が任意化をされたことに伴いまして改正をするものでございます。

次に、第15条第1項第2号におきまして、引用をしております法律の改正により項ずれが生じたため改正をするものでございます。

本文へ戻っていただきまして、附則におきまして、この条例は公布の日から施行し、第15条第1項第2号の規定は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第11・議案第35号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第11・議案第35号：愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、議案第35号：愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

内容につきましては、新旧対照表をごらんください。

第2条第2項第1号中の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるものでございます。

本文へ戻っていただきまして、附則におきまして、この条例は平成30年1月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第12・議案第36号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第12・議案第36号：海部地区環境事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民協働部長（伊藤裕章君）

それでは、議案第36号について御説明いたします。

海部地区環境事務組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により海部地区環境事務組合規約を別紙のとおり変更することについて組合市町村と協議したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、海部地区環境事務組合規約に定める管理者及び副管理者の選任方法を変更することについて協議するため必要があるからでございます。

1枚めくっていただきまして、海部地区環境事務組合規約の一部を次のように変更する。

内容につきましては、別添の資料、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第6条第2項の管理者の選任方法でございますが、組合の議会が組合市町村の長の中から選挙をすることから、組合市町村の長が互選することに変更するものでございます。

次に、同条第3項の副管理者の選任方法でございますが、6人は管理者を除く組合市町村の長をもって充て、1人は管理者の属する組合市町村の副市長村長をもって充てることに変更するものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則でございます。附則といたしまして、この規約は愛知県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第13・議案第37号から日程第19・議案第43号まで（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第13・議案第37号：愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから日程第19・議案第43号：愛西市藤波地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民協働部長（伊藤裕章君）

それでは、議案第37号から議案第43号までの説明をいたします。

初めに、議案第37号をお願いします。

議案第37号：愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市永和地区防災コミュニティセンター、指定管理者となる団体、愛西市大井町前田面215、永和学区コミュニティ推進協議会、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

提案理由といたしまして、愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料といたしまして、指定管理者候補者選定結果を添付させていただいておりますのでよろしく願いいたします。

続きまして、議案第38号をお願いします。

議案第38号：愛西市西保地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市西保地区防災コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。  
本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市西保地区防災コミュニティセンター、指定管理者となる団体、愛西市西保町北川原23番地13、西保地区防災コミュニティセンター運営協議会、指定の期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日まででございます。

提案理由といたしまして、愛西市西保地区防災コミュニティセンターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

なお、議案第38号につきましては以上でございますが、以後、議案第39号から議案第43号までの指定の期間及び提案理由につきましては同様の内容でございますので、説明を省略させていただきます。よろしくをお願いします。

それでは、議案第39号をお願いします。

議案第39号：愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。  
本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市勝幡地域防災コミュニティセンター、指定管理者となる団体、愛西市勝幡町駅東26番地1、勝幡地区コミュニティ推進協議会でございます。

続きまして、議案第40号をお願いします。

議案第40号：愛西市町方地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市町方地域防災コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。  
本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市町方地域防災コミュニティセンター、指定管理者となる団体、愛西市町方長南堤外72番地3、町方地区コミュニティ推進協議会でございます。

続きまして、議案第41号をお願いします。

議案第41号：愛西市川渕地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市川渕地域防災コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。  
本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市川渕地域防災コミュニティセンター、指定管理者となる団体、愛西市渕高町権左38番地2、川渕地区コミュニティ推進協議会でございます。

続きまして、議案第42号をお願いします。

議案第42号：愛西市草平地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市草平地域防災コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。  
本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市草平地域防災コミュニティセンター、指定管理者と

なる団体、愛西市草平長草場77番地、草平地区コミュニティ推進協議会でございます。

続きまして、最後になります、議案第43号をお願いします。

議案第43号：愛西市藤波地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市藤波地域防災コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市藤波地域防災コミュニティセンター、指定管理者となる団体、愛西市持中町郷前29番地、藤波地区コミュニティ推進協議会でございます。

以上でございます。

資料といたしまして、議案第38号から第43号までの指定管理者候補者選定結果を添付させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上で、議案第37号から43号までの説明といたします。よろしくをお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第20・議案第44号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第20・議案第44号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○教育部長（大鹿剛史君）

それでは、御説明申し上げます。

議案第44号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定について。

愛西市永和地区公民館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市永和地区公民館、指定管理者となる団体、愛西市小津町観音堂27番地、公益社団法人愛西市シルバー人材センター、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

提案理由といたしまして、愛西市永和地区公民館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料といたしまして、指定管理者候補者選定結果を添付させていただきましたのでよろしくお願いたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第21・議案第45号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第21・議案第45号：愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、議案第45号について御説明をさせていただきます。

愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定について。

愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市立田地域交流拠点施設、指定管理者となる団体、愛西市森川町井桁西27番地、立田ふれあいの里運営連絡協議会、指定の期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日まででございます。

提案理由といたしまして、愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料といたしまして、指定管理者の候補の選定結果をつけさせていただいております。お目通しをいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第22・議案第46号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第22・議案第46号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（伊藤長利君）

それでは、議案第46号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明をいたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億3,029万1,000円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ218億3,753万2,000円とするものでございます。

初めに、歳入につきまして御説明をいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

第8款地方特例交付金では、額の確定によりまして87万5,000円の減額補正をするものでございます。

第9款地方交付税では、普通交付税額の確定によりまして6,367万5,000円の補正計上でございます。

第11款分担金及び負担金、第2項負担金、第1目民生費負担金では、保育所運営費保護者負担金といたしまして352万9,000円と、第2目衛生費負担金では、未熟児養育医療給付費負担金として9万2,000円の補正計上でございます。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金では、障害者総合支援給付費負担金といたしまして9,258万5,000円と、児童福祉運営費負担金及び障害児通所給付費負担

金といたしまして3,741万6,000円の補正計上と、第2目衛生費国庫負担金では、未熟児養育医療給付費負担金といたしまして37万円の補正計上でございます。

第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金では、障害者総合支援事業費補助金といたしまして181万4,000円、社会保障・税番号制度システム整備補助金395万6,000円の補正計上と、第3目衛生費国庫補助金では、母子保健衛生費補助金54万5,000円の補正計上でございます。

第14款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金では、障害者総合支援給付費負担金といたしまして4,629万3,000円と、児童福祉運営費負担金、母子生活支援施設措置費負担金、障害児通所給付費負担金といたしまして1,874万7,000円の補正計上と、第2目衛生費県負担金では、未熟児養育医療給付費負担金といたしまして18万5,000円の補正計上でございます。

第2項県補助金、第2目民生費県補助金では、障害者等医療費補助金、精神障害者医療費補助金297万6,000円と、後期高齢者福祉医療費補助金156万5,000円、母子父子家庭医療費補助金231万4,000円の補正計上と、第4目農林水産業費県補助金では、環境保全型農業直接支払補助金24万3,000円の補正計上でございます。

第18款繰越金では、9月議会の決算認定でお認めいただきました前年度繰越金の全額となります8億4,734万5,000円を計上させていただきました。

第19款諸収入、第5項雑入、第3目雑入では、東日本大震災被災地派遣職員人件費負担金、保育所運営費負担金返還金、農地集積協力金交付事業返還金といたしまして751万6,000円を補正計上いたしております。

歳入については、以上でございます。

続きまして、歳出の主な内容につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、私より総務部所管の項目について御説明をいたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第11目基金費におきまして、前年度決算余剰金の2分の1を下回らない額といたしまして財政調整基金に4億3,400万円の計上と、公共施設の更新費用に備え公共事業整備基金に4億3,276万5,000円を計上いたしました。

次に、第2項徴税费、第2目賦課費におきまして、社会保障税番号制度システムのデータ標準レイアウト改版に伴い、団体内統合宛名システム等改修委託料といたしまして119万9,000円を計上させていただいております。

私からは以上でございます。

続きまして、企画政策部長より御説明申し上げます。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

それでは、各款に及びます人件費の関係を御説明申し上げます。

今回の人件費の補正につきましては、人事異動に伴う各予算課目の過不足分の補正をお願いするものでございます。

補正予算書の最終ページになります24ページをお開き願いたいと思います。

まず、特別職の給与につきましては、新教育長の7月就任に伴い期末手当の期間率が80%と

なる影響で、給与費が33万1,000円の減額、共済組合負担金のうち追加費用の負担金率が予算作成時よりも4.4パーミル引き上げられたことによる影響で3万3,000円の増額となっております。

25ページの一般職の総括について御説明をさせていただきます。

補正後の職員数でございますが、当初予算時と比較いたしますと12名の減となりました。これは、当初予算編成後の退職、辞退が主な原因によるものでございます。

各課におきましては、給料、職員手当及び共済費で増減が生じてございます。

給料で2,761万7,000円の減、職員手当で4,409万8,000円の減、そして共済費で151万6,000円の増、合わせまして7,019万9,000円の人件費の減額補正をお願いするものでございます。

減額の要因といたしましては、職員の退職、育児、病気、介護休業者の増加、長期化などが影響しております。

特別会計につきましては、それぞれの予算書の最終ページに給与費明細書を記載してございます。これらの増減も一般会計と同様の要因でありまして、補正をお願いしております。

人件費補正の説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、健康福祉部長より御説明をいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、健康福祉部所管部分について御説明をさせていただきます。

補正予算書の14、15ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の13節の委託料で障害者福祉サービスに係る法改正に伴いまして362万9,000円、そしてマイナンバー制度の情報連携対応で241万4,000円、合わせて604万3,000円の増額補正を、また20節扶助費で障害者総合支援給付費におきまして、利用者の増加により1億8,517万円の増額補正を、また23節償還金、利子及び割引料で臨時福祉給付金の過年度精算に伴う返還金といたしまして2,880万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。また、28節、国民健康保険特別会計への繰出金におきましては、人件費、マイナンバー制度の改修費に係る分といたしまして495万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、2目老人福祉費におきましては、介護保険特別会計繰出金で人件費等に係る分といたしまして263万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、16、17ページをお願いいたします。

3目保険年金費では、国民年金事務に係りますマイナンバー制度関連の委託費といたしまして32万4,000円の増額補正を、4目福祉医療費におきましては国保連合会とのデータ連携のためのシステム改修費として22万7,000円の増額補正を、また障害者、精神障害者及び後期高齢者医療におきましては、医療費の増加によりまして、合わせまして1,188万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費におきまして、子ども・子育て会議の追加分に伴う委員報酬で11万8,000円の増額補正を、過年度精算に伴います国、県への返還金として438

万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

同じく、2目児童措置費におきましては、施設型給付費の単価改正等に伴い4,800万6,000円の増額補正を、保育給付費に係る過年度精算に伴う返還金で1,130万円の増額補正を、また5目母子福祉費におきまして、母子生活支援施設措置費の過年度精算に伴う返還金で14万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、6目福祉医療費におきまして、母子・父子家庭医療費の増加によりまして462万8,000円の増額補正を、7目障害者通所支援費におきましては、利用者の増加によりまして3,516万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、18、19ページをごらんください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費におきまして、感染症予防事業に係る過年度精算に伴う返還金といたしまして88万2,000円の増額補正を、3目母子衛生費におきまして、未熟児療養医療対象者の増加に伴いまして給付費83万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、産業建設部長より御説明いたします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、産業建設部所管に関するものについて御説明をさせていただきます。

同じく18ページ、19ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金におきましては32万4,000円の補正をお願いしております。この補正につきましては、環境保全型農業直接支援対策事業において1件の追加申請がありましたので、交付金の追加をお願いするものでございます。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。

23節償還金、利子及び割引料におきましては5万5,000円の補正をお願いしております。この補正につきましては、農地の所有者が農地中間管理機構と契約していた一部の農地を解除したことに伴い補助金の返還をするためのものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、教育部長より御説明申し上げます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

それでは、教育部所管に関するものについて御説明させていただきます。

22、23ページをお願いいたします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費におきまして、11節需用費で市江小学校の渡り廊下屋根・柱等の老朽化に伴う修繕料といたしまして129万6,000円の追加をお願いしております。

また、13節委託料で西川端小学校の南校舎西棟トイレ改修工事の実施設計委託料といたしまして150万円の追加をお願いしております。

以上で、平成29年度愛西市一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大島一郎君）

ここで休憩をとらせていただきます。再開を11時15分からといたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大島一郎君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第47号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第23・議案第47号：平成29年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、議案第47号：平成29年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

本文第1条にございますとおり、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,382万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億3,988万3,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,757万6,000円とするものでございます。本日提出、市長名で

まず、事業勘定について御説明をいたします。

6ページ、7ページをごらんください。

歳入におきましては、1款国民健康保険税で賦課及び徴収の見込みによりまして5,527万9,000円の減額補正を、また医療費の増減に伴いまして、2款国庫支出金の療養給付費負担金で1,232万円の増額補正を、3款療養給付費等交付金で4,956万円の減額補正をお願いするものでございます。

10ページ、11ページをごらんください。

歳出におきましては、1款総務費の13節委託料におきまして、マイナンバー制度の対応経費といたしまして158万8,000円の増額補正を、2款保険給付費におきまして退職被保険者に係る医療費の減と、一般被保険者の高額療養費の増加に伴いまして、合わせて1,050万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、12、13ページをごらんください。

11款諸支出金におきましては、療養給付費等負担金の過年度精算に伴う返還金といたしまして3,752万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、直営診療施設勘定について御説明をさせていただきます。

6 ページ、7 ページをごらんください。

歳入におきましては、6 款繰越金の前年度繰越金を財源といたしまして、8 ページ、9 ページをごらんください。

2 款医業費におきまして、胃カメラの修繕料といたしまして70万円の増額補正を、医薬及びワクチンの費用と検査委託料の増加によりまして医薬材料費で149万2,000円、検査等委託料で27万円の増額補正をお願いするものでございます。

3 款施設整備費におきましては、事務室の空調設備の故障に伴い、修繕費用といたしまして19万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

このほか人事異動に伴う人件費の補正をお願いしております。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第24・議案第48号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第24・議案第48号：平成29年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、議案第48号：平成29年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

本文第1条にございますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,058万6,000円とするものでございます。本日提出、市長名でございます。

恐れ入りますが、6 ページ、7 ページをお願いいたします。

歳入におきましては、3 款繰入金の一般会計繰入金10万1,000円と4 款諸収入の保険料還付金186万6,000円を財源といたしまして、8 ページ、9 ページをごらんください。

歳出におきまして、1 款総務費、2 項徴収費におきまして徴収嘱託員の能率給といたしまして10万1,000円、3 款諸支出金におきまして、保険料還付金として186万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第25・議案第49号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第25・議案第49号：平成29年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、議案第49号：平成29年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

本文第1条にございますとおり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ476万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,516万5,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,662万8,000円とするものでございます。本日提出、市長名でございます。

それでは、6、7ページをお願いいたします。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、4目国庫補助金124万3,000円と、8、9ページをお願いいたします。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金の事務費繰入金203万円を財源といたしまして、恐れ入ります、10ページ、11ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の13節におきまして、マイナンバー制度対応の改修費144万8,000円、その他報酬改定等のための改修費で182万5,000円、合わせて327万3,000円の増額補正を、続いて12、13ページをお願いいたします。

3款地域支援事業費、4項その他諸費におきまして、相互事業の利用者の増加に伴いまして審査支払手数料15万円の増額補正をお願いするものでございます。

このほか人事異動に伴う人件費の補正をお願いしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第50号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第26・議案第50号：平成29年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（鷲野継久君）

それでは、議案第50号の御説明をさせていただきます。

議案第50号：平成29年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,311万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日提出、市長名でございます。

補正の内容につきましては、この4月の人事異動に伴います人件費の補正でございます。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・請願第6号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第27・請願第6号：子どもの医療費無料化の拡充を求める請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明をお願いしたいと思います。

○11番（河合克平君）

それでは、請願紹介議員を代表いたしまして、私のほうから団体から請願が出ている内容について、読み上げて説明をさせていただきます。

請願団体については、子どもの医療費無料化をすすめる会、代表は河合正美、紹介議員は真野和久、加藤敏彦、河合克平であります。

請願の趣旨、私たちは平成26年から5回にわたり、延べ1万3,861人分の署名を提出してきましたが、いずれも財政の不足などを理由に採択が見送られました。

少子・高齢化とそれに伴う人口及び労働力の衰退は国や自治体にとっての死活問題です。ここ数年は保護者の収入格差による子供の貧困にも目が向けられています。格差を是正し、安心して子育てのできる環境を整えることは市政における重要な課題の一つです。

愛知県下では既に9割以上の自治体が中学校卒業までの通院・入院費の無料化を実施しています。中学卒業までの医療費助成の拡大に取り組んでいないのは愛西市のみです。犬山市や飛鳥村などさらに対象年齢を引き上げているところもあります。中学校卒業までの無料化に必要な費用は5,900万円です。

185億円の基金のうち財政調整基金の運用収入の7,700万円を活用すれば今の財政状況でも十分に実現可能です。

市民が懸命に働いて納めた税金は眠らせておくのではなく、市民一人一人の暮らしにつながるよう還元してください。そしてけがや病気の子もたちが保護者の経済状況による差別を受けず、平等に医療を受けられるようにしてください。

市議会には上記の内容を考慮し、下記の事項を議会決議していただきたく請願いたします。

請願事項1．子どもの医療費無料化制度を中学校卒業（通院医療費）まで拡充してください。

2．実施に当たっては償還払いや所得制限ではなく、窓口無料となるようにしてください。

以上、提案させていただきます。御審議よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・諮問第1号（提案説明・質疑・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第28・諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○市長（日永貴章君）**

諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。本日提出でございます。

記といたしまして、氏名、馬淵秀子。

諮問理由といたしましては、任期が平成30年3月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。

履歴書を添付させていただいております。

御審議よろしくお願いいたします。

**○議長（大島一郎君）**

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

**○11番（河合克平君）**

愛西市の人権擁護委員の推薦ということで諮問のことがあったわけですが、まず、そもそも人権擁護委員という方の役割と仕事内容についてお伺いをしたいと思います。お願いします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

人権擁護委員さんの役割というお尋ねでございます。

人権擁護委員法、法律でございますが、そちらに委員の使命という条文がございます。これを読ませていただきますが、人権擁護委員は国民の基本的な人権が審判されることのないように監視し、これが審判された場合には、その救済のため速やかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とするということでございます。

**○11番（河合克平君）**

そういう使命をもって対応されているということで、愛西市においては人権相談ということで、年間12回の人権相談が行われているということはホームページでも案内があるところですが、委員は12人いらっしゃるということですが、12人全ての方が対応されているのか、欠席されるような方がいらっしゃるのか、どういう対応になっているのかということと、委員の責務については今おっしゃっていただいた内容については全ての人々が平等にそれを担っているというふうに考えておりますが、今、現実、人権相談も含めて委員の方はどのような活動をされているのかということを具体的にわかれば教えてください。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

人権擁護委員さんの活動につきまして、今お尋ねでございました中にごございますとおり、人権相談という業務が主なものとなっております。

これにつきましては、御指摘のとおり年間12回開催をしております。基本的に1回につきお二方がペアで相談に当たっておみえでございます。もし病気等でお一方が欠けるような場合が

ございますれば、他の委員をもってして充てて、常に2名という体制をとっておるという状況でございます。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。諮問第1号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第1号については、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第1号を採決いたします。

諮問第1号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございました。

起立全員であります。よって、諮問第1号は適任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大島一郎君）

以上をもちまして本日の全日程を終了しました。

次の継続会は12月5日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時37分 散会